

東広島市森林管理マスタープラン作成業務に係る公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務名

東広島市森林管理マスタープラン作成業務

(2) 業務内容

別紙「東広島市森林管理マスタープラン作成業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

(4) 実施場所

東広島市

(5) 事業費

本業務に係る費用は、5,523千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

(6) 事業担当課(問い合わせ先及び各種書類の提出先)

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号
東広島市産業部農林水産課 担当 本永(もとなが)
TEL 082-420-0939 FAX 082-422-5144
電子メール hgh200939@city.higashihiroshima.lg.jp

2 プロポーザルの実施方針

- (1) プロポーザルは、東広島市物品調達等及び委託役務に関するプロポーザル実施基本要領に定めるもののほかこの説明書により、東広島市森林管理マスタープラン作成業務を委託する者(以下「委託業者」という。)を選定する。
- (2) 委託業者の選定に当たっては、東広島市の職員(4名)で組織する東広島市森林管理マスタープラン作成業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において審査を行う。
- (3) 選定委員会は、選定審査において、東広島市森林管理マスタープラン作成業務提出書類作成要領(以下「提出書類作成要領」という。)に基づく参加表明書を提出した者の中から、本件業務の委託業者としてふさわしい者を特定する。(以下、特定された者を「特定者」という。)
- (4) 特定者のうち最高得点者を第一特定者とし、本業務の委託業者として随意契約の見積書徴取の相手方とし、予定価格の範囲内での見積価格が提出された場合に契約の相手方とする。この場合の見積書徴取の回数に制限はないものとする。
- (5) 見積書徴取の相手方が、契約の締結までにプロポーザルの参加資格に該当しなくなった場合、又は随意契約の見積書徴取において辞退した場合は、その者とは契約の締結を行わないこととする。この場合は、特定者の次順位の者を最も優れた者として、随意契約の手続を行うこととする。
- (6) 参加者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約の相手方候補者として選定しない。
- (7) 選定結果は、審査会后、全ての参加者に対して通知するとともに、市のホームページで公開する。審査に関する問い合わせには回答しない。

URL <https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/sangyo/8/1/24050.html>

3 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公募開始の日から随意契約締結の日まで東広島市の指名除外処分を受けていないこと。
- (3) 東広島市物品調達等及び委託役務に係る業者の選定に関する規定第4条第2項に規定する登録業者(以下「登録業者」という。)のうち、当該物品・委託役務契約に対応する種目又は業種について認定を受けていること。ただし、登録業者でない場合は、今回の業務においてのみ、次のア～エの書類一式を参加表明書と同時に提出(一部)することで応募資格があるものとみなす。

ア 商業・法人登記簿謄本(現在事項全部証明書)の写し

イ 印鑑登録証明書の写し

ウ 直近年度の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、地方法人特別税、法人都道府県市民

税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税の未納がないことの証明書の写し又は納税証明書の写し

エ 財務諸表類(提出日の直前1 営業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)

- (4) 会社更生法(昭和14 年法律第154 号)に基づく更生開始手続の申し立て、民事再生法(平成11 年法律第225 号)に基づく再生手続開始の申し立て又は破産法(平成16 年法律第75 号)に基づく破産手続開始の申し立てがなされたものでないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第17 号)第2 条第2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (6) 過去10 年間に地方公共団体の林業振興に関する計画策定、調査等の業務を行った実績があること。

4 プロポーザルの選定基準

表 受託候補者特定基準

(1)事業者の評価 (40 点満点)						
評価項目		評価事項			配点	
1 事業者の評価	専門的技術力	企画提案書及び説明書並びに回答書の内容により総合的に評価する。	1	1 事業者として過去に類似業務の実績があるか	20	5
	地域実績		2	当該地域における業務実績		5
	資料作成能力(説明能力)		3	資料は分かりやすいものか		5
			4	質問に対する回答は適切で説得力のあるものか。		5
2 技術者の評価	人選の考え方		5	管理責任者の人選に当たっての考え方は、資格、専門知識、類似業務の経験を考慮し、仕様書を満たすことが期待できるか	10	5
			6	担当技術者の人選に当たっての考え方は、資格、専門知識、類似業務の経験を考慮し、仕様書を満たすことが期待できるか		5
3 金額の評価	経済性		7	見積金額(税抜)について相対的に評価する。	10	10
(2)提案内容の評価 (60 点満点)						
1 提案内容の評価	業務理解度	書の内容により総合的に評価する。	8	当該業務の目的、条件、内容を理解した提案書となっているか	5	5
	提案内容		9	市の現況分析における資料の活用方針は明確か	25	5
			10	特定テーマに対する企画提案が専門的視点に裏付けられた提案となっており、的確性、独創性、実現性があるか		5
			11	SDGsの視点を取り入れる等、時代潮流を意識した提案となっているか		5
			12	提案が本市の特徴を捉えたものとなっているか		5
			13	成果品について、今後の業務に活用できるための方向性が適切に示されているか		5

2 の 取 組 方 針 の 評 価	適合性・熱意	14	業務を執行するにあたっての、基本的な取り組み姿勢・考え方が妥当か	10	5
		15	応募した動機、業務への取組意欲が高いか		5
3 業 務 体 制 の 評 価	配置人数・役割	16	十分な担当人数を確保し、各担当の役割は明確か	20	5
	スケジュール	17	スケジュールが具体的で、実現可能なものか		5
	支援体制	18	検討委員会及び市民ワーキングの開催並びにアンケート等での意見の集約について方針は具体的か		5
		19	検討委員会に対する支援体制は適切か		5

得点の総計を100点として、60点を最低限の水準とする。

各選定委員の審査表の合計得点の平均(小数点以下第2位四捨五入)を評価点とする。

ただし、最も得点の高い提案内容であっても最低限の水準に達していない場合は、受託候補者とならない場合がある。

(※)企画提案に関するヒアリングを行わないことから、書類審査及び企画提案書への質問に対する回答書等をもって審査する。

5 プロポーザルの図書の縦覧及び入手方法

(1) プロポーザルの図書

- ア 東広島市森林管理マスタープラン作成業務に係る公募型プロポーザル説明書
- イ 東広島市森林管理マスタープラン作成業務に係る公募型プロポーザル提出書類作成要領
- ウ 東広島市森林管理マスタープラン作成業務に係る公募型プロポーザル仕様書

(2) 縦覧期間

令和2年4月27日(月)から令和2年5月13日(水)まで

(3) 縦覧場所

東広島市ホームページ及び東広島市産業部農林水産課

(4) 図書の入手方法

東広島市ホームページからダウンロードすること

6 質問書の提出及び回答

(1) 提出期限

令和2年5月7日(木)午後5時まで

(2) 提出先

「1(6) 事業担当課」に同じ

(3) 提出方法

様式4「質問書」に質問事項を記入の上、東広島市産業部農林水産課に電子メールで送信すること。
なお、送信した後に農林水産課に電話で受信の有無を確認すること。

(4) 回答方法

(1)の質問に対する回答は、電子メールにて行う。質問の内容により周知する必要があると本市が判断するものについては、回答書として市のホームページにて公開する。

なお、いずれの回答も令和2年5月11日(月)午後5時までに行い、回答書はプロポーザルの図書として取り扱う。

7 参加表明書等の提出期限及び提出方法等

(1) 提出期限

令和2年5月13日(水)午後5時まで

(2) 提出先

「1(6) 事業担当課」に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送とするが、電子データでの提出を求める書類については電子メール等も可とする。

持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までに産業部農林水産課（本館8F）へ提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、封筒に「参加表明書類在中」と朱書きして提出期限までに東広島市役所必着とすること。

(4) 提出書類及び部数

別添「提出書類作成要領」によること。

(5) 参加資格の確認

参加表明書等について、「3 プロポーザル参加資格」を満たすものか事務局で確認を行い、個別に下記の時間までに電子メール及び電話にて連絡を行う。

ア 参加資格の確認結果連絡

参加表明書類の提出期限から令和2年5月15日（金）午後5時まで

8 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和2年5月29日（金）午後5時まで

(2) 提出先

「1(6) 事業担当課」に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送とするが、電子データでの提出を求める書類については電子メール等も可とする。

持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までに産業部農林水産課（本館8F）へ提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、封筒に「企画提案書類在中」と朱書きして提出期限までに東広島市役所必着とすること。

(4) 提出書類及び部数

別添「提出書類作成要領」によること。

9 審査会の実施

提出された企画提案書等については、選定委員会において、審査会を行う。

審査会においては、提出された企画提案の内容及び企画提案書に関する審査会からの質問事項に対する回答書を基に審査を行う。

企画提案の内容に関するヒアリングは行わず、提出された企画提案の内容に関する審査会からの質問事項を電子メールで応募者に対して送付し、その回答を求める。

審査会では評価点を基に順位づけを行い、特定者及び非特定者の決定を行う。特定者のうち最高得点者を第一特定者とし、以降得点の高い順に次位の特定者とする。評価の結果、同点により2者以上が最高得点となった場合は、選定委員会の委員長が各委員に諮り、候補者を選定する。

(1) 企画提案の趣旨等をまとめた説明資料

審査会において、企画提案の内容に関するヒアリングは行わず、提出された企画提案の内容に関する審査会からの質問事項を電子メールで応募者に対して送付し、その回答を求めるものであること。

また、企画提案に関するヒアリングを行わないことから、ヒアリングでの説明に代えて「企画提案の趣旨等をまとめた説明資料」の提出を認めることとする（提出は任意とする）。

説明資料はA4縦、横書き、概ね10ページ以内として、簡素かつ明瞭に記述すること。部数は企画提案書と同数とし、提出しない場合はその旨を申し出ること。

(2) 企画提案に対する質問及び回答

ア 質問書の送付

令和2年6月5日（金）午後5時まで

イ 回答期限

令和2年6月9日（火）午後5時まで

電子メールアドレス hgh200939@city.higashihiroshima.lg.jp

10 審査結果の通知

上記で選定された者に対して「選定通知書」によりその旨を、また選定されなかった者に対しては、選定をしなかった理由を付して「非選定通知書」により通知する。

11 審査結果の公表

選定結果については、以下のとおり、ホームページに公表する。

- (1) 参加表明者に係る公表事項
 - ・参加表明書を提出した業者名
 - ・選定の有無
 - ・選定されなかった理由
- (2) 特定者の選定に係る公表事項
 - ・企画提案書提出依頼者の業者名
 - ・企画提案書提出者の業者名
 - ・企画提案書の評価結果
 第一特定者以外は匿名とし、企画提案書提出者が2者であった場合は次点者の得点は公表しない。

12 契約の方法等

(1) 仕様書等の確定

市は、特定者と契約締結に向けた協議を行うが、特定者の選定をもって、特定者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。協議において、必要な範囲内で企画提案書の追加・変更及び削除を行った上で、その内容を仕様書に反映することができるものとする。この場合において、仕様書に反映された提案及び条件等について、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 随意契約

市は、特定者から再度見積書を徴取した上で、随意契約を行う。

(3) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額(参考見積額)を超えないこととする。ただし、市との協議において、企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(4) 契約書

契約書は、市が作成したものを使用するものとする。

13 スケジュール

令和2年4月27日(月)	プロポーザル公告	
5月7日(木)	質問書締切	午後5時締切
11日(月)	質問書回答	午後5時までに
13日(水)	参加表明書提出締め切り	午後5時までに
15日(金)	参加資格確認結果連絡	午後5時までに
29日(金)	企画提案書類提出 プロポーザルへの参加辞退届提出	午後5時締切 ※「企画提案の趣旨等をまとめた説明資料」を提出する場合は、企画提案書類と同時に提出のこと。
6月5日(金)	企画提案に関する審査会からの質問送付	午後5時までに
9日(火)	審査会からの質問に対する回答提出	午後5時締切
6月中旬	審査会開催、相手方(候補者)の選定、 特定・非特定通知、公表	
6月中旬	契約締結(予定)	

14 その他

- (1) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、その他本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 次の各項目に該当する企画提案は無効とする。
 - ア 本応募説明書に示したプロポーザル参加資格のない者が提出した企画提案
 - イ プロポーザル参加者が、公募の開始から、受託候補者の特定までの間にプロポーザル参加資格を満たさないこととなった場合
 - ウ 本応募説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
 - エ 本プロポーザルに関する条件に反した場合
- (4) 選定委員会の委員に対する審査等への不当な働きかけは、一切禁止する。
- (5) 本市は、提出された企画提案書等を審査以外には使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合は、この限りではない。また、東広島市情報公開条例に基づく開示請求があったときは、法人等の権利、競争上

の地位その他正当な利益を害する恐れがあると認められるもの等の非公開情報を除いて、開示請求者に開示する。

- (6) 契約を締結する場合には、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、又は競争入札の参加資格を有する者の実績免除に係る規定に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。
- (7) 仕様書は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載(添付)し、履行検査にあたっては、同内容を満たしていることを確認する。

公募型プロポーザル方式手続きフロー

